

改正 平成 18 年 2 月 27 日

改正 平成 30 年 10 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 14 条に基づく八王子市介護保険認定審査会（以下「認定審査会」という。）を適切に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（認定審査会の設置等）

第 2 条 認定審査会の委員（以下「委員」という。）は、市長が委嘱する保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験を有するもので、条例で定める委員定数をもって認定審査会を構成する。

2 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再選することを妨げない。

3 市長は、委員が心身の故障その他の理由により審査及び判定の業務の遂行に支障があると認めるときは、その任期中にこれを解任することができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 認定審査会は原則非公開とする。

（認定審査会の会長）

第 3 条 認定審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（合議体の設置等）

第 4 条 法第 27 条第 4 項（法第 28 条から、第 34 条までの規定において準用する場合を含む。）に規定する審査及び判定（以下「審査及び判定」という。）の案件を取り扱うため、会長が指名する委員をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）を設置するものとする。

2 合議体の委員の定数については 5 人を標準とし、以下の各号において、5 人より少ない定数によっても認定審査会の審査判定の質が維持されるものと判断できる場合、5 人より少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、3 人を下回って定めることはできない。

（1）要介護認定及び要支援認定の更新に係る申請を対象とする場合

（2）委員の確保が困難な場合

3 合議体の数及び各合議体の委員の定数については、八王子市介護保険条例第 3 条及び八王子市介護保険条例施行規則第 4 条、第 5 条に基づき、要介護認定申請件数等を鑑み決定する。

4 第 2 条第 1 項の規定は合議体について準用する。

（合議体の長）

第 5 条 各合議体に長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によって定める。

2 合議体の長は、当合議体を招集し、会務を総理する。

3 合議体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、あらかじめ当該合議体の長が指名する委員がその職務を代理する。

（合議体の会議）

第 6 条 合議体は、当該合議体における委員の定数の過半数が出席しなければ、会議を開くことが

できない。

2 合議体は、市が氏名、住所等の個人を特定する情報を削除した上で委員に配付した審査及び判定の対象者（以下「審査対象者」という。）に係る次の各号に掲げる資料に基づき、審査及び判定を行うものとする。この場合において、合議体の長は可能な限り各委員の意見の調整を行い、合意を得るように努めるものとする。ただし、調整による合意が得られない場合には、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは当該合議体の長の決するところによる。

(1) 八王子市介護保険認定調査票（以下「認定調査票」という。）に記載された基本調査（以下「基本調査」という。）の調査結果及び八王子市介護保険主治医意見書（以下「主治医意見書」という。）を、国が配付するソフトウェアによって分析及び判定した結果（以下「一次判定結果」という。）

(2) 認定調査票に記載された特記事項（以下「特記事項」という。）

(3) 法第 27 条第 3 項に規定する主治の医師（以下「主治医」という。）の意見書（主治医意見書）の写し

3 委員は、所属しない合議体において審査及び判定を行うことはできない。また、審査対象者が入院若しくは入所している施設等に所属している委員は、当該審査対象者の審査及び判定を行うことはできない。ただし、当該審査対象者の状況について意見等を述べることはできる。

4 合議体は、審査及び判定にあたっては必要に応じて、審査対象者、その家族、主治医、調査員及びその他の関係者の意見を聴くことができる。

（審査及び判定）

第 7 条 合議体は、審査対象者について、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）の第 1 条から第 3 条までに規定する要介護認定の審査判定基準及び要支援認定の審査判定基準に従い、次の各号に掲げる事項について、審査及び判定を行うものとする。なお、法第 9 条第 2 号に掲げる 40 歳以上 65 歳未満の審査対象者においては、主治医意見書により、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条各号に規定される特定疾病によって生じていたものであることを確認する。

(1) 要介護状態又は要支援状態に該当すること。

(2) 介護の必要の程度に応じて認定基準で定める区分（以下「要介護状態等区分」という。）

2 合議体は、基本調査の調査結果を特記事項及び主治医意見書の内容と比較検討し、基本調査と明らかな不整合があった場合には、再調査を実施するか、又は必要に応じて主治医もしくは調査員に照会した上で、調査結果の一部修正が必要であると認められる場合には、介護認定審査会の運営について（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 6 号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）を参照し、一部修正を行う。なお、再調査後の審査及び判定は、原則として同一の合議体において行うものとする。

3 合議体は、一次判定結果（基本調査の調査結果を一部修正した場合には、前条第 2 項第 1 号に規定するソフトウェアを用いて再度分析及び判定した結果）を原案として、特記事項及び主治医の意見書の内容を加味した上で二次判定を行う。特記事項及び主治医の意見書の内容から、通常に比べより長い時間又は短い時間を介護に要すると判断される場合には一次判定の結果を変更する。なお、一次判定の結果を変更する場合には、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 12 年厚生省告示第 91 号）に定める要介護認定基準時間における行為の区分毎の時間及び局長通知を用いて一次判定変更の妥当性を検証する。

4 介護の手に係る審査判定において要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態と判

定した場合には、認定審査会資料に示された「認知機能・状態の安定性の評価結果」を原案として、特記事項及び主治医意見書の内容を加味した上で、局長通知を参照して、状態の維持・改善可能性に係る審査判定を行い、要介護1又は要支援2のいずれの要介護状態等区分に該当するかについて、判定を行う。要介護1と判定した場合には、局長通知に示されたいずれの状態像に該当するか確定する。

(合議体が付する意見)

第8条 合議体は、審査及び判定において必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、意見を述べることができる。

(1) 要介護状態の軽減又は悪化を防止するために必要な療養に関する事項

(2) 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス、法第48条第1項に規定する施設介護サービス、法第53条第1項に規定する介護予防サービス及び法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス等の適切かつ有効な利用等に関し、審査対象者が留意すべき事項

2 合議体は、審査及び判定の際に、審査対象者の現在の要介護状態または要支援状態がどの程度継続するかとの観点から、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第38条又は第52条に規定する認定の有効期間について、特に必要と認められる場合のほか、次の第1号又は第2号に該当する場合は短縮できる旨の、第3号又は第4号に該当する場合は延長することができる旨の意見を述べるることができる。

(1) 状態の維持・改善可能性に係る審査判定において要介護1と判定した者であって、局長通知のうち、「疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態」に該当するとされた者等、身体上又は精神上の生活機能低下の程度が短期間に変動しやすい状態にあるとき。

(2) 審査対象者の住所が施設から居宅、居宅から施設に変わる等その者の置かれている環境が大きく変化することにより、審査及び判定した時点の状況が変化しうる可能性があると考えられるとき。

(3) 身体上又は精神上の障害の程度が安定していると考えられるとき。

(4) 同一の施設に長期間入所しており、かつ、長期間にわたり要介護状態等区分に変化がない場合等審査及び判定した時の状況がその後長期間にわたって変化しないと考えられるとき。

3 前項第3号及び第4号で、認定期間を延長する場合の判断基準は、第10条第1項に規定される「八王子市介護認定審査会連絡会」等において決定する。

(認定審査会の簡素化)

第9条 次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合は、第6条第2項から第8条第2項の規定によらず、認定審査会を簡素化して実施することができる。

(1) 審査対象者が、介護保険法第7条第3項第1号又は同条第4項第1号に定める者であること。

(2) 介護保険法第28条に定める要介護更新申請又は第33条に定める要支援更新申請であること。

(3) 一次判定における要介護度が、前回認定結果の要介護度と同一であること。

(4) 現在の認定有効期間が12か月以上であること。

(5) 一次判定における要介護度が「要支援2」又は「要介護1」である場合、局長通知に定める状態の安定性判定ロジックの判定結果が「不安定」でないこと。

(6) 一次判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと。

・29分以上32分未満

・47分以上50分未満

- ・ 67 分以上 70 分未満
- ・ 87 分以上 90 分未満
- ・ 107 分以上 110 分未満

(介護認定審査会連絡会の設置)

第 10 条 認定審査会に、各合議体間の連絡調整、認定審査に係る課題案件の検討及び協議を行うために、認定審査会会長、認定審査会会長職務代理者、各合議体の長、各合議体の長の職務代理者及び認定審査会会長の指名する者をもって構成する「八王子市介護認定審査会連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

2 連絡会の議長は認定審査会会長があたり、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、あらかじめ認定審査会会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 連絡会は通常年 1 回程度開催する。また、その他必要に応じて開催する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。